

「ファイナンスリース（患者用マットレス一式）」に係る質問に対する回答

No.	質問内容	回答
1	本件は、契約期間終了後、物件を無償にて譲渡する事を条件とした案件である事から公租公課については、負担しないとの認識で宜しいでしょうか。	今回の「ファイナンスリース（患者用マットレス一式）」につきまして、公租公課は発生いたしません。
2	動産総合保険は、地震等の災害を付保対象としない通常の動産総合保険で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	リース会社から物件納入業者様への物件代金支払日は、7月末日で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	上記支払日以外となる場合、具体的な日をご提示頂けますでしょうか。	上記のとおりです。